

移住・定住促進暮らし応援事業費補助金のご案内

(通勤費)

<移住者対象>

公共交通機関を利用して市外へ通勤する費用(定期料金)の一部を補助します。

県外・県内移住 最大 1万円/月 ・ 最長 24月 ・ 補助率1/2

【補助対象となる世帯】(①～②のいずれかに該当し、③～⑨のすべてを満たす方)

①県外移住世帯	県外から転入後1年以内で18歳未満の子を養育する世帯
②県内移住世帯	県内他市町から転入後1年以内で18歳未満の子を養育する世帯

※年齢は、申請年度の4月1日時点とする。

- ③転入事由は、就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではない。
- ④異動日の1年以上前から継続して県外又は県内他市町に住民票がある。
- ⑤認定申請日において、県外又は県内他市町から住民票を異動後1年以内である。
- ⑥前住所地を含めた市区町村税の滞納がない。
- ⑦市外の事業所に、公共交通機関(鉄道・路線バス)を利用して通勤すること。
- ⑧この補助金を活用したことがなく、公務員の世帯ではない。
- ⑨暴力団員等ではない。

【その他の要件】

- 補助対象経費は、令和8年4月1日以降に支払った費用とする。
- 補助対象金額は、公共交通機関(自宅又は勤務先の最寄り駅間)の1月の定期料金から通勤手当を控除した額とする。



大洲市公式キャラクター
「うつつ」

県外又は県内他市町から転入し、1年経過していない(又は転入予定である)
(転入前1年以上、県外又は県内他市町に居住)

↓ はい

申請年度の4月1日時点で18歳未満の子育て世帯である

↓ はい

対象区分	県外又は県内移住子育て世帯
補助率	2分の1
基準額	1万円/月
補助限度	最長24月
最大額	最大24万円

【お問い合わせ先】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

①事業計画認定申請 【申請者】定期券を購入した日から1月以内に、次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-1ウ）
- 承諾書（別紙2-1イ）
- 申請者の在職及び通勤手当支給証明書（別紙4）
- 住民票の写し
- 購入した定期券の写し
- 1年以上市外に居住していたことが分かる書類
- 世帯全員分の市区町村税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）
 <以下、該当者のみ>
- その他市長が必要と認める書類

②認定通知書送付

【市】提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は、補助金の交付を決定したものではありません。

◎大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③補助金交付申請 【申請者】事業完了後、以下の申請期間内に次の書類を提出してください。

（事業実績報告）

申請期間	前期(4月～9月分)	後期(10月～3月分)
		9月1日～9月30日まで

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙6-1ウ）
- 誓約書（別紙7）
- 申請者の在職及び通勤手当支給証明書（別紙4）
- 助成の対象となる定期券の写し
 ※金額の表記がない場合は、領収書等の金額のわかる書類
- その他市長が必要と認める書類

④交付決定通知書送付

【市】提出書類を確認し、交付決定を行います。

◎大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑤請求 【申請者】次の書類を提出してください。

- 大洲市移住定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑥補助金の交付 【市】請求により、補助金を支払います。



大洲市公式キャラクター「うつつじ」

【申請・お問い合わせ先】 大洲市移住・定住支援センター
 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1
 ☎0893-57-9989 ・メール iju-teiju@city.ozu.lg.jp